

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月18日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第26号

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正
する規則

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。